

申立て前の確認事項

- ✔ 成年後見制度は判断能力が十分でない方が対象です。ご本人の障害が身体的なものだけの場合、また単なる浪費などの場合は、法定後見の対象になりません。
- ✔ 成年後見人等の支援開始までには、ある程度の時間がかかります。(多くの場合、早ければ1~2ヵ月、長くて4ヵ月以内)
- ✔ 成年後見人等※は、家庭裁判所がご本人にとってふさわしい人や法人を選任するため、申立人が希望する人が成年後見人等に選任されるとは限りません。
- ✔ 予定されている後見事務が複雑困難である場合、成年後見人等に加え、家庭裁判所が弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職を後見監督人等に選任することがあります。
- ✔ 本人の預貯金等の財産の内容によっては、家庭裁判所から後見制度信託または後見制度支援預貯金の利用について検討を求められる場合があります。
- ✔ 現在、成年後見人等は、一般的には1年に1回、決められた時期に後見等事務の状況を家庭裁判所に報告するよう求められています。
- ✔ 成年後見人等の責任は、判断能力が回復するか、ご本人が死亡するまで続きます。申立てのきっかけとなった問題が解決したら終わりというものではありません。
- ✔ いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可がなければ、取り下げをすることができません。

※「成年後見人」「保佐人」「補助人」を「成年後見人等」とします。



成年後見人等がお手伝いできること

代理権

本人に代わって契約等の法律行為(各種手続き)を行うことができます。

【財産管理】に関する法律行為

- 不動産などの財産管理・処分・契約締結
- 銀行等の金融機関との取引
- 遺産相続、各種行政上の手続き など

【身上保護】に関する法律行為

- 受診・治療・入院に対する契約締結や費用の支払い
- 福祉施設の入退所や福祉サービス利用についての本人との話し合い、情報収集、利用手続き、契約締結、費用の支払い
- 福祉サービス等の提供状況の確認、苦情申出 など

同意権・取消権

重要な法律行為について、必要に応じて同意または取り消すことができます。

【重要な法律行為(民法13条1項)】とは?

1. 預貯金を払い戻すこと
 2. 金銭を貸し付けること
 3. 金銭を借りたり、保証人になること
 4. 不動産などの重要な財産に関する権利を得たり失ったりする行為をすること(訪問販売、通信販売、クレジット契約などを含む)
 5. 民事訴訟の原告となって訴訟行為をすること
 6. 贈与、和解、仲裁合意をすること
 7. 相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること
 8. 贈与や遺贈を拒絶したり、不利益な条件の付いた贈与・遺贈を受けること
 9. 新築・改築・増築や大がかりな修繕をすること など
- *日用品の購入、その他日常生活に関する行為については取り消すことは出来ません。



成年後見人等ができないこと

- 介護や家事、日用品の買い物をする
- 病気の治療、手術など医療行為に同意する
- 入院、入所の際の身元保証人、引受人になる
- 遺言や養子、認知、結婚、離婚などの意思表示

座間市の成年後見制度に関する相談窓口

● 座間市成年後見利用促進センター (受託:社会福祉法人座間市社会福祉協議会)

〒252-0011 座間市相武台1-47-1 座間市立市民体育館(スカイアリーナ座間)
 電話 **046-259-7451** ファクス 046-266-2009 メール kouken@zamashakyo.jp
 ホームページ <https://www.zamashakyo.jp/consultation/座間市成年後見利用促進センター/>

《開所日・受付時間》

- 平日 9:00~17:00 (年末年始を除く)
 - **第3・第4月曜日(祝日の場合はその翌日も)は休日**です。ただし、同じ週の土曜日は開所します。詳しくは事前にお問い合わせいただくか、ホームページにてご確認ください。
- ※事務所移転に伴い開所日を変更しています。事前にご確認くださいませうお願いいたします。



● 地域包括支援センター(主に高齢の方)

名称	担当区域	電話・ファクス
相模が丘地域包括支援センター	相模が丘	TEL 046-266-5222 FAX 046-256-0650
ひばりが丘地域包括支援センター	小松原・ひばりが丘・東原	TEL 046-255-2555 FAX 046-255-1666
栗原地域包括支援センター	さがみ野・栗原中央・南栗原・西栗原	TEL 046-251-1167 FAX 046-251-9300
相武台地域包括支援センター	相武台、広野台、栗原、緑ヶ丘2~6丁目、明王	TEL 046-258-2030 FAX 046-257-1803
立野台地域包括支援センター	緑ヶ丘1丁目、立野台、入谷東	TEL 046-266-2005 FAX 050-3094-8874
新田宿地域包括支援センター	入谷西、四ツ谷、新田宿、座間	TEL 046-256-9007 FAX 046-251-8383

● 障がい者相談支援事業所(主に障がいのある方)

名称	担当地区	電話・ファクス
北中央地区障がい児・者相談支援センター	相模が丘、相武台、広野台、栗原、緑ヶ丘(2~6丁目)、明王	TEL 046-206-5461 FAX 046-240-9745
東南地区障がい児・者相談支援センター	小松原、ひばりが丘、東原、さがみ野、栗原中央、南栗原、西栗原	TEL 046-254-7151 FAX 046-254-7296
西地区障がい児・者相談支援センター	緑ヶ丘(1丁目)、立野台、入谷東、入谷西、四ツ谷、新田宿、座間	TEL 046-204-6331 FAX 046-204-6331

■座間市役所

福祉部 地域福祉課 地域福祉係 TEL 046-252-8247
 福祉部 長寿支援課 長寿支援係 TEL 046-252-7084
 福祉部 障がい福祉課 障がい福祉係 TEL 046-252-7132

成年後見制度

このような **お困りごと** はありませんか？



座間市成年後見利用促進センター